

旅行条件・受注型企画旅行約款（要約）

お申込の際には必ず旅行条件書（全文）をお受取いただき、事前に内容をご確認の上お申込み下さい。

■この旅行は株式会社Crossroads Makoto（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は下記によるほか、別途お渡しする旅行条件（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部によります。

①契約内容の変更

(1) 天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図る為やむを得ない時は、お客様にご説明の上、契約内容を変更する事があります。但し、緊急の場合に於いて、やむを得ない時は変更後にご説明致します。

②旅行代金の変更

(1) 利用する運送機関の運賃料金が旅行申込案内書作成時の運賃・料金等に比べて増額または減額された時は、当社はその改訂差額だけ旅行代金を変更します。この場合は旅行開始日の前日から起算して遡って15日目に当たる日より前にその旨を通知します。

(2) ①項の理由で手配内容が変更され、それらの実施に要する費用が増加、又は減少が生じる場合にはその範囲内に於いて旅行代金の額を変更する事があります。

(3) 当社の責に帰すべき事由に依らず契約内容が変更になった時は旅行代金の額を変更する事があります。

③旅行の取り消しと払い戻し

(1) 下記の各項に該当する場合、お客様は取消料を払う事無く旅行を取り止める事が出来ます。この場合すでに旅行代金あるいは申込金を収受している場合はその全額を7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に払い戻し致します。

a. 転変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由に依り、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きい時。

b. 第①項の規定に基づいて旅行代金が増額改訂された時。

c. 旅行内容を記載したスケジュール等の最終案内書(確定書面)を規定日(出発日の7日前)迄にお渡ししなかった時。

d. 当社の責に帰する理由により、御希望いただいた内容の旅行手配が不可能になった時。

(2) 契約完了後、お客様の都合で旅行をお取り消しになる場合は、以下の取消料をお支払い頂きます。この場合、旅行代金（あるいは申込金）を既に収受している場合は所定の取消料を差し引き、7日以内に払い戻しを致します。但し、取消料を申込金がまかなえない場合は別途その差額を申し受けます

(イ) 旅行開始日の前日から起算して遡って30日目に当たる日以降に解除する場合 旅行代金の20%

(ロ) 旅行開始日の前々日・前日に解除する場合 旅行代金の50%

(ハ) 無連絡不参加又は旅行開始後の取消の場合 旅行代金全額

(3) 手配開始後、所定の期日までに旅行代金（申込金も含む）をお支払いいただけない場合は旅行契約の全部を解除する場合があります。

④旅行の中止

(1) 天災地変、戦乱暴動、運送機関のサービス中止、官公署の命令、その他当方の関与し得ない事由により旅行日程に従った安全かつ円滑な実施が不可能となり、又不可能となる恐れが極めて大きい時。

(2) 申込書提出後、所定の期日迄に旅行代金（申込金も含む）をお支払頂けない場合は参加をお断りする場合があります。この時は③項の取消料と同額の違約料をお支払頂くこととなります。

⑤当社の責任

(1) 当社は受注型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意または過失によりお客様に損害を与えた時は、その被られた損害を賠償します。但し損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被った時、当社は責任を負いません。

(3) 当社は手荷物について生じた損害につきましては、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出のあった場合に限り賠償します。但し、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は一人当たり15万円までとします。但し、1回の事故につき三万円を超えない場合は損害補償金を支払いません。

⑥ 特別補償

(1) 当社の実施する受注型企画旅行に参加されるお客様が偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましてはあらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金をお支払い致します。但し、補償対象除外品（現金、クレジットカード、航空券、パスポート、免許証、コンタクトレンズ等の他、各種データ類など）については補償致しません。

(2) お客様が被られた事故や損害が、参加者の故意、疾病、法令、条例、規則、公序良俗等に反する行為、自由行動中の危険な行為、旅行サービスの含まれていない期間によるものであるときは上記の補償金及び見舞金はお支払い致しません。

(3) 本項(1)に基く補償金支払義務と前項により損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方に義務が履行された時はその金額の限度において両方とも履行されたものとします。

⑦旅程保証

当社は確定書類（最終案内）交付後、ホテルの変更、航空機の変更等、契約内容の重要な変更が生じた場合はその変更時により旅行費用の1～3%の割合の額を変更補償金として旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、次に掲げる事由による変更の場合については変更補償金はお支払いいたしません。(イ) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変。(ロ) 戦乱。(ハ) 暴動。(ニ) 官公署の命令。(ホ) 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止。(ヘ) 遅延、運送スケジュール変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供。(ト) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置。

⑧旅行者の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被った時は、そのお客様にその損害を賠償して頂くこととなります。

⑨基準旅行条件・旅行代金の

この条件は2024年4月12日を基準としています。
又、旅行代金は2024年4月12日現在の有効なものとして公示されている航空運賃適用規則を基準として算出しています。

株式会社 Crossroads Makoto

大阪府知事登録旅行業第3-2785号

〒530-0047

大阪府大阪市北区西天満2-6-8 堂島ビルディング204号

TEL 06-6362-7220 FAX 06-6362-7221

総業旅行業務取扱管理者：片岡佳子

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、遠慮なく上記の取扱管理者にお訊ね下さい。

